弓削商船高等専門学校	開講年度	令和02年度 (2020年度)	授業科目	海事法規３（航海）

科目基礎情報

科目番号	5A24	科目区分	専門 / 必修
授業形態	講義	単位の種別と単位数	履修単位: 1
開設学科	商船学科	対象学年	5
開設期	前期	週時間数	前期:2
教科書/教材	海事法：海事法研究会編（海文堂）		
担当教員	野々山 和宏		

到達目標

海事法規において、特に運航実務者（航海士及び船長）として重要な法を深く理解、修得する。

ルーブリック

	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安
海事に関する各法規の適用例を説明することができる	各海事法規の目的や概要を把握した上で、各海事事象についてその適用内容を説明できる	各海事法規の目的や概要を大まかに把握し、その適用例を挙げることができる	各海事法規の目的や概要を大まかにも把握できない、または適用例を挙げられない
ある海事事象について該当する法規を見つけ出し、法の規定内容を説明することができる	その海事事象に対応する法規を特定し、条文や政令から規定内容を説明できる	その海事事象に対応する法規を特定し、関係する条文を抜き出せる	その海事事象に対応する法規を特定できない、または関係条文を抜き出せない

学科の到達目標項目との関係

教養 C3 専門 E3

教育方法等

概要	海事法規において、特に運航実務者（航海士及び船長）として重要な法を深く理解、修得する。 養成施設引当て科目（単位）：航海コース [船舶職員法・海難審判法(0.2),船舶法・トン測法・船舶安全法(0.1),海洋汚染防止法(0.2),検疫法(0.1),水先法(0.1),関税法(0.1),海商法(0.1),国際公法(0.1)]
授業の進め方・方法	座学の講義を基本とし、理解の手助けとなるよう海技試験問題等を例示する。
注意点	他人に不快感を与えない服装で出席すること。

実務経験のある教員による授業科目

授業計画

		週	授業内容	週ごとの到達目標
前期	1stQ	1週	船長として必要な法のガイダンス	
		2週	船舶職員及び小型船舶操縦者法及びこれに基づく命令①	船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用例が把握できる
		3週	船舶職員及び小型船舶操縦者法及びこれに基づく命令②	船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用例が把握できる
		4週	水先法及びこれに基づく命令	水先法の適用例が把握できる
		5週	海難審判法及びこれに基づく命令	海難審判法の適用例が把握できる
		6週	検疫法及びこれに基づく命令	検疫法の適用例が把握できる
		7週	関税法及びこれに基づく命令	関税法の適用例が把握できる
		8週	中間試験	
	2ndQ	9週	船舶安全法及びこれに基づく命令	船舶安全法の適用例が把握できる
		10週	海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令①	海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律の適用例が把握できる
		11週	海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令②	海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律の適用例が把握できる
		12週	海商法①	海商法の構成、概要が説明できる
		13週	海商法②	海商法の構成、概要が説明できる
		14週	海商法③	海商法の構成、概要が説明できる
		15週	主要国際公法の概要 主要国際公法の概要（SOLAS条約、STCW条約、MARPOL条約、国連海洋法条約）	主要な国際公法の構成や概要を認識し、それらの成立経緯や国際公法間の関係が説明できる
		16週	期末試験	

評価割合

	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	0	0	0	0	30	100
知識の基本的な理解	50	0	0	0	0	0	50
思考・推論・創造への適応力	20	0	0	0	0	0	20
態度・志向性(人間力)	0	0	0	0	0	10	10
総合的な学習経験と創造的思考力	0	0	0	0	0	10	10
主体的・継続的な学習意欲	0	0	0	0	0	10	10